

- 大型小売店の出店問題での府議会での論戦をご紹介します。

京都府議会 12月定例会代表質問

原田 完（日本共産党、京都市中京区）2005年12月6日

大型小売店の出店問題と商店街・個人商店の振興対策について 無秩序な大型店出店の規制を可能とする条例制定を

【原田】

次に、大型小売店の出店問題と、商店街・個人商店の振興対策についてです。

中小商店・商店街の果たす役割は、単に日常生活の必需品を消費者に供給するだけでなく、地域の雇用の場、高齢者世帯への給食配達やデイサービス機能、さらに、町内会役員など、地域の暮らし、地域まちづくりと密接に関わった重要な役割を果たしています。このような中小商店、商店街が存亡の危機に直面しています。

京都府内の大型店ショッピングセンター、ホームセンター等の出店攻勢は、まさに異常な状態です。大店立地法となって以降、京都商店連盟に加盟する商店街は、104から95へと9商店街も脱退・解散されてしまいました。1999年と2004年の5年間で、商店数は、33088軒から28920軒へと4168軒 12・6%の減少です。一方、百貨店、総合スーパー、専門スーパーは、売り場面積が、96万4千㎡から116万2千㎡へ19・3%の増となっています。

このような状況の中で、京都府南部地域では、八幡市のホームセンタームサシが3万㎡、精華町のユニーが4万8千㎡、木津町のダイヤモンドシティが4万3千㎡など、計画中のものを含めると、総売り場面積で14万㎡へと、南部地域の既存売場面積の50%が、一気に増加する事態です。

また、京都市内の特徴的なものでは、近鉄百貨店の跡に、ヨドバシカメラが買収しての出店。またすぐ近くの伊勢丹横の西隣に、ビックカメラの出店計画、これは、京都のカメラ業界、家電販売業者の売り場面積に匹敵するような、超大型店の出店が計画されています。

京都府北部地域でも、野田川町にケースデンキが出店し、さらにプラント4が、1万3千㎡で出店を計画しています。近隣の加悦町にある国と京都府も支援してきた共同店舗の「ウイル」は、福祉施設の併設など、地域貢献しながら商業施設としてがんばっています。現在でも、スーパー等の出店攻勢のもとで、厳しい経営環境にある上に、更なる出店計画です。まさに、大型店のやりたい放題です。

大型スーパー等の出店にかかわる大店立地法にもとづく、届け出の受理と審査・出店指導は、京都府の責任で行われるものです。国の指針の見直しで、京都府として独自に、駐車台数を北部で強化していることは認識していますが、府民の暮らし・まちづくりと経済を守る上からも、京都府の姿勢と行政責任が問われます。

知事は、大型店の異常かつ無秩序な出店攻勢について、どのような認識をお持ちか、お聞かせください。

私はこれまで、議会で繰り返し、小売商業調整特別措置法を活用して、大型店の出店について積極的な

調整を行うよう求めてきました。しかし京都府は、西新道錦会商店街によるマツモト出店に関する申請や、宇治市の小倉商店街がコーナンと平和堂の出店等に対する申請の相談に際して、中小企業の実態に即した誠実な対応を行おうとしませんでした。

分野法で、商業分野の大企業者と中小企業者の紛争を調整する商調法が、現に法律として存在しているにもかかわらず、こうした京都府の姿勢は許されません。即刻、改めるよう要望しておきます。

もう一つが、京都府独自の対策です。大店立地法は、13条で需給調整を排除しています。しかし、今、その見直しが大きな流れとなっており、兵庫県や福島県などでは、独自の条例等をつくり、大店立地法の不十分点を少しでも補おうとしています。過日の中央会との懇談会で、知事は、独自の指針作りの懇談会設置を表明されておられましたが、府として、大型店スーパー等の大型施設の出店について、広域調整をはかり、無秩序な出店の規制を可能とする条例を制定すべきではありませんか。行政の責任で、行政の持ち得る権限を生かし、出店調整を積極的に行うべきです。知事のご決意をお聞きします。

【知事】

大型店の出店問題は、車社会の進展や、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、大型店側の積極的な出店が続いているが、こうした出店が、地域におけるまちづくりと無関係に行われてきているため、これまで、地域の住民のより所として、コミュニティーの形成に大きな役割を果たしてきた中心市街地の商店街に、大きな影響を与えている。

府としても、こうした地域の安心安全な生活確保ができるコミュニティーを復活し、地域力を回復するためにも、計画的なまちづくりを進めることが大変重要だと考えている。

ご存知の通り、現行の大店立地法については、都道府県が広域的に立地調整機能を行うことを、わざわざ法律に明記して、条令でもダメだと禁止しているのが実状である。

しかしながら、ようやく、国は、まちづくり三法を見直し広域調整や郊外立地の抑制をより柔軟に行えるような方向での検討が、今なされている。それを受け、都道府県も、これまで以上に大型店の立地調整について、なんとかまちづくりとの調和をはかっていきたいという展開がなされてきた。

私も同じ意見であり、今指摘のあった、近々発足する懇話会で、中心市街地の賑わいづくりや大型店の立地調整など、商業立地のあり方について、府の基本的な方向、法律の中でどこまで我々ができるのだろうか、どういう形で地域の中心商店がコミュニティーの中心として維持できるのだろうかということを検討して頂き、それを踏まえて対応をしていく。

9月議会設置 決算特別委員会での商工部関係決算審査の概要

決算特別委員会 **商工部**書面審査 2005年10月31日

原田完（日本共産党 中京区）

大型店の出店問題

次に大型店問題だが、京都市内にヨドバシカメラの出店や、あるいは京都南部での大型店の出店が南部で言うと今ある面積の50%を超える事態が発生している。今ある面積の50%が新たに増えるということになった場合にまさにオーバーストア状況になる。これで先ほどから何人かの委員からも言われている中小商店、地域商業が守れるのかという問題でしっかり私たちの暮らしを支える基盤施設としての地域商業の進行発展を図るような方向で取り組みとしてはお願いしたい。それと同時に福島県での大型店出店規制を含んだ商業まちづくり推進に関する条例が作られたが、京都府としてもぜひこういう仕組み、中身について勉強もしながら行っていくということでその点だけご答弁をお願いしたい。

【商工部長】

福島県のものについてはコンパクトなまちづくりを進めていくという点では全く同感だが、規制をするかどうかというのは大店立地法にも触れることであり、商業調整をやるということならば、今後県の規則だとかいろいろと出てくるとは思います。それに委ねられている部分が多いので判断はできないが、コンパクトなまちづくりの推進、街中のにぎわい創出という点では全く同感である。

【原田】

京都府として、そういう施策の進行、特に商調法では商調法の範囲内での地方自治体における条例作りということも含めて明記されているわけで、そのまちづくりの観点と同時に商調法の観点からも合わせて地域商業を支援する条例作りにご努力をいただきたい。要請して終わります。

2005年度予算特別委員会での商工部関係審査の概要

予算特別委員会書面審査 商工部（2005年3月1日）

加味根史朗（日本共産党、京都市右京区）

大型店対策について

【加味根】 大型店対策だが、宇治以南の既存大型店の売り場面積と、新規の計画は。

【観光商業室長】 28万5千㎡。届出中は、3店6万4000㎡。

【加味根】 このほかに、木津町のイオングループの4万2200㎡などを加えると、全部で宇治市以南で14万1000㎡の出店計画がある。これが全部出ると既存の床面積の半分ぐらいの面積が1～2年で一気に増えることになる。このようなことになると、それぞれの自治体の商業や交通、街づくりに大きな影響を与える。府としての考えは。

【伝統産業・観光振興総括室長】 地元の声は十分聞かせて頂きながら、地域全体に取ってどうなのかとの観点も含め、法に基づき適正に処理をする。

【加味根】 大店立地法に基づく京都府の意見はみんな「なし」となっている。これが京都府の姿勢だ。木津町ではイオングループが42200㎡の大型店を計画している。ここは、府も出資している株式会社学研都市センターが建物を建てて、イオンに貸すもの。すぐ近くにも、学研都市センターの土地に大型店があるのに、なぜ、超大型店の建設計画を進めるのか。木津町の要請があったのか。

【伝統産業・観光振興総括室長】 構想は知っている。地元で十分な説明ができるよう、話しを聞いている。

【加味根】 木津町が街づくりについて住民アンケートを行ったが、医療施設や交通混雑の解消などの要望は多いが、大型店を希望する声はない。市町村の街づくりを支援していく立場の府が、市町村の街づくりに支障をもたらす大型店の建設を進めるのはおかしいではないか。なぜか。

【伝統産業・観光振興総括室長】 学研都市センターが地元要望を踏まえて進めている。地元の声も聞く。

【加味根】 府は出資しているのだから、大きな影響を与える計画は慎重に考え直せ。

異常な大型ショッピングセンターの相次ぐ出店 地域のくらし、まちづくりを破壊する計画を許すな

【原田】

日本共産党の原田完です。3点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、最初に京都における最近の大型店出店問題です。10月14日に京都府商工会連合会による中小企業活力強化「府内商工決起集会」が開催されました。会長挨拶や決意表明、決議において大型店出店問題が大きく取り上げられました。現在、大型店出店計画の届け出案件や出店計画の表明がされている大型店の総売り場面積は、約25万平方メートルになります。これは西大路五条に出店したダイヤモンドシティーハナの10倍以上であり、現在営業中のスーパーや百貨店等大型店の総売り場面積の10%に匹敵します。現状でも厳しい経営環境のもと頑張っている中小小売業者、近隣型商店街・最寄り品中心の商店へ壊滅的打撃を与える計画です。

このような異常な出店計画のおおもとは、小泉・竹中流構造改革にあります。アメリカンスタンダードの押し付けと財界の意向に沿った、自由主義・新保守主義のルールなき資本主義経済、弱肉強食、野放しの市場原理・自由主義経済礼賛のもとで起っています。

京都府南部地域ですが宇治市以南の既存大型店の売り場面積は46店舗で234,522平方メートルです。今、明らかになっている大型店の出店計画は6店舗で107,289平方メートル、既存大型店舗の約5割を占めます。木津町ではダイヤモンドシティーが敷地面積48,000平方メートルに出店を計画し、精華町ではユニーが53,000平方メートルに出店を計画しています。

これは、木津・精華両町の小売業の総売り場面積37,355平方メートルをはるかに超える計画です。両町の従業員9人以下の中小小売店の総売り場面積は15,591平方メートルで、3倍以上の売り場面積の出現となります。しかも、ユニーとジャスコの計画地は2.5kmしか離れていません。

木津町では、区画整理事業で駅前再開発が進めていますが、この努力を無にするような異常な計画で、これは中小企業を守り発展をさせ、地域住民が安心して暮らせるまちづくりに反するものであります。

京都府北部地域でも、与謝郡の中心地野田川町に、売り場面積2833平米のケーズ電気が、大店立地法に基づく届出を行い、福井に本社を持つ「プラントフォー」も売り場面積13000平方メートルの出店を表明しています。計画通りの出店が強行されれば、与謝郡3町の小売業の総売り場面積は、33,028平方メートルであり、9人以下の従事者店舗は22,145平方メートルという規模ですから、壊滅的打撃は必至です。

隣接する加悦町には地元商業者が共同経営する全国のモデルとなるような商業施設「ウイル」があります。これは、高度化資金の活用など国も京都府も補助をして、応援をしてきた共同店舗ですが、地元経済・小売のシンボルである「ウイル」も存続が困難になりかねない重大な問題です。

地元自治体の各議会から大型小売店「プラント4野田川店」出店計画に反対する意見書が、知事のもとに提出されていると思いますが、地元にとっては、全町民的にも死活問題となっています。

ご存知の通り、中小小売業者は、地域経済を支え、日常生活必需品を安定的に供給して市民社会生活を支えてきました。誰でもが歩いて行ける範囲で、日常の暮らしにかかわる商品の購入機会を確保は当たり前前の生活です。小売業者はその役割を一貫して果たしてきました。

同時に、24時間その地域に暮らす生活者として、地域の世話役や子供たちの社会教育を担い、困りごとの相談者として、社会生活に欠かせない役割を果たしてきました。

私は中小企業庁の補助事業で全国の商店街関係者とヨーロッパ視察を行ったことがありますが、大都市

でも、小さな地方都市でも、生活必需品を扱う青空市場が賑わっていました。各視察先の行政担当者にヒアリングしたときに、担当者は市民が歩いてゆける範囲内で日常の買い物できる環境の保障は、行政の責任であり、青空市場の運営に行政が支援をしていると言うことでした。地域商業は地域の暮らしを丸ごと支える重要な社会基盤施設であり、行政が市民の暮らしを支える「公の仕事」として位置づけて仕事をしているのです。

ところが、日本では地域商業・商店街等の位置づけは、まったくの市場原理まかせです。弱いものは消えてゆくのは当然とされているのです。

知事はこのように異常な大型店出店攻勢の状況と中小小売商業の厳しい現状に対して、どのように対処されるのでしょうか。このまま放置すれば地域商業、商店街はみんな潰れてしまいます。地域社会の暮らしを支えてきた中小小売商業を守るという姿勢がいまどうしても必要だと考えます。まず、知事のご見解をお聞かせください。

【知事】 車社会の進展や大型冷蔵庫の普及など、消費者のライフスタイルの変化などにより大型店の利用が増える一方で、地域の中核となりコミュニティの形成にも大きな役割を果たし、高齢者など交通弱者のためにも支えとなっていた商店街の衰退という大きな影響を与えているところ。こうした商店街をどう活かすかは、地域のまちづくりの根幹に関わる問題であり、まちづくりの主体である市町村がTMOなど地域と一体になって創意工夫し懸命に取り組んでおられまして、府としてもこうした市町村の取り組みに支援を行っているところであります。

しかし、現行の法律の下において都道府県が広域的な立地調整機能を発揮できない状況にあり、国際協定の縛りの中で、従来の形での商業調整を行うことができないため、京都府としては、商工会議所など経済団体の要望を踏まえ、広域的な観点から立地調整を行えるよう、すでに全国の都道府県と共に国に要望しているところであります。

大店立地法は、需給調整を可能とする抜本の見直しを

【原田】

続いて関連した問題で3点質問いたします。

第一点目、大店立地法に需給調整機能を盛り込む問題です。大店法から大店立地法に移行したもとの、街づくり3法で大型店の出店規制と地域商業の振興発展は行えると京都府はしてきました。しかし、結果は、スーパー大型店は増え続け、地域商業・商店街は衰退の一途をたどっています。京都では先に述べたとおり、異常な出店攻勢がさらに続いているのです。

来年3月に大店立地法見直しが行われます。いま紹介した京都府商工会連合会の決起大会や、今年の7月に行われた、日本商工会議所をはじめ小売4団体の街づくりに関する要望においても、街づくり3法では調整機能がはたされていないことを厳しく指摘し、つよく改善を強く求めています。

日本では「WTOやガット」を理由に大店法が廃止されましたが、WTOのもとでもフランス・イタリアでは、大型店調整を行い、日本と同じようにWTOやガットを批准しているイギリスやドイツでは出店の調整・規制の視点から都市計画等も活用して、大型集客施設・大型店スーパー等の出店規制をしています。

異常なスーパー大型店の出店攻勢に対して、中小小売商業、商店街を守るためにも知事は、大店立地法見直しに当たって、需給調整排除条項の改正を含め、抜本的な見直しを求めるべきではありませんか。知事の御所見をお聞かせいたします。

【商工部長】 小売商業調整特別措置法は、大企業者が特定の物品販売事業を開始する事などにより、中小小売商業者間で生じる紛争解決等のための緊急避難的措置を規定したものであり、大規模小売店舗の出店を規制したり調整を行う法律でないという国の見解であります。法律の主旨にのっとり適正に対応したいと思っております。

小売商業調整特別措置法を積極的に活用し 小売店、商店街の経営を守れ

【原田】

2点目は小売商業調整特別措置法の問題です。

小売商業調整特別措置法は、当時の大店法規制緩和の流れの中、大店法との二重の需給規制をしないと、全国的にも平成元年以降の活用事例はありませんでした。しかし、現在の立地法では調整機能が果たされていません。大店法廃止で二重規制でなくなった、今こそ、この商調法の活用をすべきではないでしょうか。この法律は大企業者と中小業者の紛争処理を行うもので、法の第一条に「小売業の事業活動の機会を適正に確保し、および小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し持って経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と中小企業者の事業機会確保を目的として明確にうたっています。

私は直接、経済産業省や中小企業庁の担当者から聞き取りを行いました。実際の法の運用においては各自治体に運用の許容範囲があり、それぞれの対応を尊重するといっています。

中小小売業者の事業機会確保、大企業者による中小企業分野の侵食の規制のため、大型店の出店計画に際して商店街振興組合や協同組合・同業組合等の中小企業団体から14条2に基づく申請により、出店計画内容を調査し報告することになります。また、16条2に基づく申請は、中小企業への影響度合いによって計画の延期から出店規模縮小の調整がされます。そのため14条の2による調査には詳細な大型店出店計画を中小企業者が知ることが影響度合いの判断材料となり特に重要となります。

法の目的から見ても、中小小売業者を守り発展させる立場から積極的に活用すべきではありませんか。知事は、小売商業調整特別措置法をどのように理解されているのでしょうか。また、これを積極的に活用されるべきではありませんか。小売商業調整特別措置法への対応とご決意をお聞かせください。

【工商部長】 地域商業の振興だが、個店の魅力づくりが商店街等に及ぼす効果に着目し、これまでの商店街を中心とした補助事業に加え、今年度新たに、意欲的な個店等の商業者グループを対象とする支援事業を創設し、商店街や小売商業を先導する事業に対し助成を行っています。

こうした事業の中で宇治市や園部町において、生鮮食品等を扱う個店グループが取り組む魅力ある店舗づくり事業について指導を行っている所であり、今後とも、これらの成果を検証しながら商店街の活性化等を強めて参りたいと思います。

くらしを支える社会的基盤、商店街に大きな支援を

【原田】

第3に、地域商業・商店街の振興発展施策についてです。私も関わっている西新道錦会商店街振興組合では、国の補助金を受けて、ICカードによるプリペイドをはじめとする多機能カード事業、インターネット事業などの先駆的取組みを行い。また、高齢者給食サービス事業の実施と近隣型商店街のモデル的役割を果たしてきました。さらに、統合失調症などで社会復帰を目指す人たちの職業訓練で受け入れなど福祉対策にも取り組み、地域の暮らしを守る皆の努力をしてまいりました。多くの商店街がこのような各種の努力を重ねがんでいます。

この地域商業や商店街を大型店スーパーと同列視するのではなく、暮らしを支える社会基盤施設と位置づけ、商店街振興支援のハード整備はもちろん、各種事業を推進するために組織的機能強化を図り、商店街マネージャや恒常的な事務局人事配置などの支援を行うことが重要ではないでしょうか。また、地域商業・近隣型商店街における生鮮食品店等は商店街への買い物の動機付けの上でも大きな役割を果たしており、商店街活性化の重要な対策として特別な支援を行うべきだと思いますが知事の御所見をお聞かせください。

【知事】 同時に、地域の商店街が、新たな再生と発展を遂げるには地域のコミュニティーの拠点として

の位置づけ、支援が必要であり、また、商店街のおかれている環境が地域によって大きく異なることから、たとえば、観光との連携、大学との連携など地元の資源を活かしたそれぞれの地域の特色を活かした創意ある取り組みが重要であると考えており、府としても、地域商業チャレンジ支援事業などを活用し全力で支援を進めているところ。

2004年9月議会代表質問

前窪 義由紀（日本共産党 宇治市・久御山町） 2004年10月1日

大型店の出店計画 影響の実態把握のため、まず府として調査を実施すべき 影響評価の義務づけ、商業活動の調整を含む「まちづくり条例」を作る権限を 認めることなどを、府として強く国に求めるべき

【前窪】次に、大型店問題、商店街の振興対策についてお聞きします。

小泉内閣は、我が国の経済が長期停滞を脱したとしています。しかし、その実態は、一部の大企業中心の回復であり、中小企業の経営環境は依然と厳しい状況が続いています。

とりわけ厳しい状況のひとつが、中小商店、商店街などの小売業です。1999年から2002年の間に京都の事業所数は、9、5%減少しています。しかも、わずか1%台の従業員50名以上の大型店が、年間商品販売額の34%を売上げる一人勝ちです。

中小商店、商店街は、お年寄りの皆さんも気軽に歩いて買い物ができるなど、住民生活に必要な利便を提供し、収益の地域還元や地元雇用の確保など、地域経済を支えるという面でも大きな役割を果たしています。

しかし、近鉄高の原駅前のイオン、精華町光台へのユーストア、八幡市のイズミヤ、キリン京都工場跡地開発など、超大型スーパーの出店計画が相つぎ、私どもが掌握しているだけでも14施設、約30万平米に上ります。このままでは、京都の小売業は、取り返しのつかないダメージを受けることになってしまいます。

一方、これらの出店計画に反対する取り組みが、各地で動き出しています。プラント野田川店とケーズデンキが出店を計画している与謝地域では、周辺の5つの商工会議所・商工会などが独自に影響度調査を実施し、知事に意見書を提出されました。また、宮津、岩滝、伊根の議会で出店反対を求める知事宛の意見書が採択されました。9月9日には、高の原駅前の「イオン出店を考える会」のみなさんが、知事にイオンなどへの指導を求める要望をされました。また、9月14日には、中京区の西新道錦会商店街のみなさんが、スーパーマツモトの出店に対し、「商調法」に基づく調査の「申し出」を知事にされました。

そこでお聞きします。

現在、明らかになっている大型店の出店計画が、地域の中小商店・商店街の経営と雇用に与える影響は計り知れません。実態把握のため、まず府として調査を実施すべきと考えますが、いかがですか。

今の「大店立地法」は、需給調整を行えません。国は大店法の廃止に際し、大店立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法の「まちづくり3法」で中心市街地や、商店街が守れるかのように言ってきました。府も、「大規模小売店舗立地審議会の意見をふまえるなど、公正かつ適切な対処に努めている」として言ってきました。しかし、その後の事態を見れば、3法の無力さは明らかです。大店立地法の見直しを求める声

の高まりは当然のことです。

そこで、「大店立地法」の見直しに向け、出店による影響評価の義務づけや、地方自治体が独自に商業活動の調整を含む「まちづくり条例」を作る権限を認めることなどを、府として強く国に求めるべきではありませんか。お答え下さい。

【商工部長】 大型店の出店問題についてだが、大型店の出店の影響については、地元のまちづくり計画等と密接に関連する問題であり、これまでから必要に応じ、商工会等が行なう調査に対し支援を行なってきた。大店立地法については、現在、国において指針の見直しやまちづくりに関する今後の進め方の見直しが進められており、府としても地方の自主性や独立性が反映されるよう国に要望しているところである。

「小売商業調整特別措置法」に基づく 「調査」「調整・斡旋」の申し出の対処は

【前置】 また、「小売商業調整特別措置法」に基づく「調査」「調整・斡旋」を求める申し出に対し、中小商店・商店街が、その役割を今後も発揮し続けられるよう、大型店の出店計画に厳正に対処されることが必要だと考えます。決意をお聞かせ下さい。

【商工部長】 小売商業特別調整法については、「大企業者が特定の物品販売事業を開始することなどにより、中小小売業者との間で生じる紛争解決等のための緊急避難的措置を規定したもので、大規模小売店舗の出店調整を行なう法律ではない」という国の見解であるが、法律の主旨にのっとり適切な対応をしていきたい。

高の原駅前のイオン進出計画 府が出店影響を十分に調査、必要な指導を

【前置】 高の原駅前へのイオン進出計画ですが、これは京都府も出資する「関西文化学術研究都市センター株式会社」が建物を造り、キーテナントとしてイオンが出店するものです。府が地域の住環境・教育環境の破壊、周辺中小商店の経営を直撃する、超大型店の出店に関わることは許されません。府として出店の影響を十分に調査し、必要な指導を行うべきではありませんか、お答え下さい。

【商工部長】 学研都市センターについては、地域住民の福祉と利便性の向上に寄与することを目的に商業施設等の整備に取り組まれているところであり、府としては、あくまで地域の発展とまちづくりの推進をはかるという立場に立ち、地元市町村の意見を充分尊重しながら対応していきたい。

宇治橋通り商店街の振興を 大型店出店への指導、高さ制限ができる地区指定でのマンション規制など、 街づくりや景観に配慮した誘導策を 商業サイドからの積極的支援を

【前置】 私の地元宇治市でも、相つぐ大型店の進出などで1999年から2002年の間に小売業は、149事業所、9、1%減少し、危機的な状況が進行しています。そんな中、かつて山城地域の中心的な商店街として繁栄してきた「宇治橋通り商店街」の賑わいを少しでも取り戻そうと、さまざまな取り組みが、若手経営者を中心に進められています。その決め手として、商店街通りとなっている府道宇治淀線の抜本的な改良があります。

これまで府土木事務所と地元が連携して、府の公募に応じた市民、地元の商店主、学識経験者など65人で構成する「安全で快適な宇治橋通りをめざす会」をつくり改善策を探ってきました。そして、商店街の活性化、観光客の誘致策として、段差がない石畳風の歩道設置、電柱の地中化、カラー舗装など、整備基本計画の素案がまとめられました。今回の素案を受けて「宇治橋通り整備検討委員会」は、昨日最終的

な基本計画案をまとめられ、近く府に提出する運びと伺っています。

そこでお聞きします。

こうした努力が行われている最中に「ホームセンター・コーナン」の進出、新たなスーパーの進出計画、高層マンションの建設計画などが相つぎ、住民と行政が積み上げてきた努力をないがしろにしようとしています。府として、宇治市と連携し、大型店出店への指導、高さ制限ができる地区指定でのマンション規制など、街づくりや景観に配慮した誘導策を講じるべきと考えますが、いかがですか。また、府道の改良について今後の方向をお示し下さい。

さらに、魅力ある宇治橋通り商店街づくりに対して、経営意識の向上、店舗デザイン、空き店舗活用、駐車場・駐輪場の整備など、ハード、ソフト両面から「商店街振興組合」などの要望に応え、商業サイドからの積極的な支援が必要だと考えますが、いかがですか。

【商工部長】 宇治橋通りについてだが、まちづくりについては、景観形成や高さ規制も含めて、基本的には市町村が中心になって主体的に取り組む課題であり、宇治市においては都市景観条例を制定し、歴史的環境に調和した優れた都市景観の形成をはかるため、積極的に取り組まれている。なお、大店立地法の届出が提出されている案件については、法にもとづき公正かつ適切な対処を行っていきたい。府道宇治淀線の整備については、商店街をはじめ住民参加によるワークショップを設け、歩車共存道路の整備を進めていくこととしている。宇治橋通りの商店街の活性化については、今後とも宇治市や商工会議所とともに連携し、対応していききたい。

京都府議会農林商工常任委員会 2004年6月16日

原田完（日本共産党、京都市中京区）

【原田】

大店立地法が来年の3月で見直しに入るわけですが、これとの関連で何点か御質問させていただきたい。また、今、大型店が非常に出店ラッシュの状態が続いているわけですが、これとの関係について何点か、それから融資問題についてという形で幾つか御質問させていただきたいと思います。

まず1つに、非常に今、大型店の出店ラッシュが続いているのではないかと。ダイヤモンドシティ・ハナの出店以来、昨今の新聞でも、スーパーマツモトの出店や、あるいはビックカメラの出店、あるいはこれはうわさの範疇ではありますがヨドバシカメラも出てくるということも含めてあたりという状況にあるわけです。そこでまず1つは、本府における中小小売商業の果たしている役割について、私は地域社会の支えとして大きな役割を果たしていると思っておりますが、その点での京都府としての御認識をまずお聞かせいただければと思います。

【商工部長】 中小小売商業は地域のまちづくりとも密接に関係しておりますし、非常に重要なものであると理解しております。また、コミュニティーの場でもあると理解もしておりますし、さらに雇用の場でもあると思っております。

【原田】

ただ、そういう中で今、大店立地法の見直しが進む。現在、日本商工会議所等でも意見の取りまとめが行われておりますが、この間の大型店の出店で、この大店立地法あるいは改正都市計画法が有効な機能を

果たしたという事例は、日本商工会議所でも若干お話を聞いたところによると、機能が悪かったのか、運用の仕方が悪かったのかということで、余り機能をしていなかったという御認識の内容をお伺いいたしました。京都府としてその点での対応、あるいはこの間の機能した事例等の認識等があれば、教えていただければと思います。

【商工部長】 地域の立地、地域の周辺的生活環境だとか、あるいは商業環境等につきまして、大店立地法においてもきちんと調整されていると理解しておりますし、あくまで地域の発展、まちづくりの推進という意味で効果を果たしてきたと理解しております。

【原田】

この間の商店街、中小商業あるいは商店街そのものも今たくさんつぶれていっている状況があるわけです。中小小売商業の閉店あるいは本当に少なくなっているという事態の中で、これはただ単に確かに大型店の出店だけが原因ではありませんが、少なくともそれが非常に大きなインパクトを与えていると思うわけですが、その点でのかかわりはどうでしょうか。

【商工部長】 確かに小売商業の事業所数については減ってはおりますが、全国との比較からいたしますと、人口当たりの事業所数であるとか、あるいは商品の販売額であるとか、これは京都が上回っておると理解しております。

【原田】

確かにおっしゃるとおりそういう実態はありますが、でも実際に1人から4人の事業所あるいは5人から9人までのところの事業所というのは非常に落ち込んでいる実態があるのではないかと。これは加味根議員が一般質問でも言っておりましたのでその点は繰り返し言いませんが、そういう事態にあるということは、これは現実としてトータルで見ただけではなく、中小・零細のところの対応としてどうなのかという点でお伺いしております。もう一度その点どうでしょう。

【商工部長】 詳細につきまして、観光・商業室長からお答えいたします。

【観光・商業室長】 京都府の状況でございますが、先ほど委員からも御指摘がございましたように、確かに大店の影響は皆無とは申しませんが、中小・零細の商店の場合に特に言われておりますのが、後継者難による廃業といえますか、お店を閉められている事例が非常に多いと伺っております。今のところですが、よそに比べますと大規模店舗の占める面積等も比較的比率が少ないといった状況もございまして、他のところに比べますと、その辺の影響というのは小さいのではないかと認識しております。

【原田】

この点ばかり言っていると時間が足らなくなりますのでもう少し話を進めさせていただきますが、日本商工会議所のところの意見集約でも、大店立地法の13条の「需給調整を排除する」というところに対して、これを何とか見直してほしいという意見が圧倒的に多く集中しておりますし、また、京都の商業者関係者のところでもその声が多く出されておるわけです。こういう中で、京都府として今回各地方の意見も十分に伺って検討ということになっておるわけですが、その点での、今、商業者がそういう意味での不満に思っている点等も含めて改善してほしいという業者の意見をくみ上げて、国への意見を京都府としても上げるべきではないかと思えます。また、その点での御所見をお伺いさせていただきたいと思えます。

【商工部長】 大店立地法の見直しだとか、その4条の指針の見直しだとかが行われておるわけですが、私どももいたしましては、本会議でも答弁させていただきましたが、地方の独自性だとかいったものがきちんと反映されるように、そういうふうに持っていただきたいというのを、全国の都道府県で組織しております全国小売商業対策推進連絡協議会など、いろいろな場を通じて私どもは要請をしているところでございます。

【原田】

その点では私も同感ですが、同時に今、大型店、大きな事業者のところとの摩擦あるいはいろいろな紛争のところでこの13条というのが非常にネックになっているというのが業者の声の実態としてあるわけで、その点でのお考え、あるいはそれをしっかり反映させることが1つは必要ではないかと思いますが、その点でもう一度御回答をお願いします。

【商工部長】 繰り返して恐縮でございますが、それぞれの市町村が、その地域の創意工夫を生かしながら総合的なまちづくりをいかに進めるかという観点から、大型店の立地と地域小売商業の振興というのを考えていただいていると理解しております。

【原田】

現実にもそういう点で、小売商業、特に零細が減少し、10人以上の大きいところが伸びていっているという実態があるわけで、そこのかかわりは京都の経済の全般も含めて重要な問題ですので、ぜひその点の声を生かして、また業者団体の声等もしっかり聞いていただいて行う必要があると思いますので、その点をまず要望しておいて、次に移りたいと思います。

この間、ビックカメラの出店計画あるいはスーパーマツモトの出店計画が明らかにされて、京都市のまちづくり条例に基づく届け出が現在されておりますが、今の現状の中で、ほかの大型店出店の計画あるいは相談等も含めて、教えていただけますでしょうか。

【商工部長】 京都市内の案件につきましては京都市長の権限ということになりますので、それ以外ということになります。大店立地法のもとで私どもで手続中のものにつきましては8件。これにつきましては新設が2件、それから既存店の変更が6件という形で手続を進めております。そのほか、ここに至らないものとして、御案内のとおりPLANT、旧「みった」の件が福知山市と野田川町でございます。

今私が把握しているのは以上でございます。

【原田】

大型店の出店と中小商店・商店街の紛争の問題というのは引き続きあると思います。そこのかかわりで、大企業と中小商店の紛争等に関して行政が関与できるような手段、あるいは具体的な取り組み等や、また関与できる内容等がございましたら、少し教えていただけませんか。

【商工部長】 大店立地法のもとにおきまして、地元の市町村あるいは影響の及ぶと思われる近隣の市町村の意見を十分聞き、私どもも庁内の連絡会議を通じて関係の意見を取りまとめ、さらに大店立地の審議会にかけているという状況で、行政の関与を十分果たしていると理解しております。

【原田】

私は昨年も質問させていただいたことがありますが、小売商業調整特別措置法というのがございますが、これについてはどのような御認識でいらっしゃるのでしょうか。

【観光・商業室長】 その際にもお答えを申し上げますが、小売商業調整特別措置法、いわゆる商調法でございますが、これは大企業者が特定の物品販売事業を開始するといったことで中小小売事業者との間でさまざまな紛争が起きたときに、その解決をする緊急避難的な措置だということで、旧大店法のような商業調整を目的としたものとは性格を異にしておりまして、大規模小売店舗の出店を広く規制するような趣旨のものではない、このように国を通じて見解を承っております。

【原田】

先ほど御説明がありました。小売商業調整特別措置法の第14条の2では調査、第15条ではあつせん又は調停というのが書かれていますし、第16条の2で調整の申し出等が書かれています。これはまさに大企業者と中小企業者のところの紛争が起きたときに解決をする問題。そういう意味ではこれが唯一の大店立地法でいう「需給調整を排除」という中身とは内容を一にした中身としてこの法律が生きているわけで、そういう意味ではぜひ我々はこの法律を大いに皆さんに知らせながら、同時に京都府としてどう対応するのかということが求められる中身としてあるのではないかと。

特に、そういう意味で、私どもも実は中小企業庁あるいは経済産業省からのヒアリングもさせていただ

きました。この中でどう言っているかという、「商調法の第14条、第15条、第16条の条項については、法律の要件を満たせば自由に行うことができる。大いに活用ください。」「大店立地法や他の法律で調整や規制が実施されていても、小売商業の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある事業の開始または拡大を計画している場合、資格を有する団体が調査やあっせんまたは調停を申請できる法律だ」とお答えもいただいておりますので、各商業団体等からそのような要請があれば、ぜひ京都府として積極的にこれを支援をして中小小売商業を守ることが必要ではないかと思いますが、その点での京都府の御所見をお伺いできればと思います。

【観光・商業室長】 この法律でございますが、今、条文の紹介もございましたが、1つ少し大店法等と違うのは、大店法等が商店の規模というものに着目して、大型の店舗と小売店舗といいますか、商店街等ですが、その間の問題を扱ったのに対しまして、ここは特定の物品を販売する事業について大企業と中小企業の対立、紛争をあっせんするという趣旨です。そこの差はありますが、国に聞かしても、今までこれの適用事例はほとんどないということで、その辺の実例の積み上げ等がございませんが、当然法律にぴったり当てはまる内容でそういう申し出等がありましたら、それは改めて法律の解釈をして、適正な対応をしていきたいと考えております。

【原田】

この間の、私の聞いている範囲で言うと13件あります。確かに平成元年以降ではない、というのは事実ですが、これは大店法の規制緩和が進む中で、ダブル調整を行わないという国の方針の中で、こういう今の状況が起きているわけです。大店法がなくなった現時点では、先ほどヒアリングの最初のところの話で御紹介したとおりで、ぜひこの点ではよろしくお願いをしたいと思います。

2004年6月議会一般質問

加味根史朗（日本共産党、京都市右京区） 2004年6月11日

相次ぐ大型店進出 商店街や小売市場、中小零細の小売店に打撃 交通問題や生活環境の悪化など京都のまちづくりにも否定的影響

【加味根】 最初に、大型店の進出規制と小売商業の振興についてです。私の地元京都市右京区にダイヤモンドシティが開店して3ヵ月たちました。この大型店は、大店法廃止後の京都市内での初めての大規模商業施設でした。小売市場振興組合や商店連盟をはじめ多くの中小零細の小売店の方々から「もう大型店はいらぬ」と反対の声があがりましたが、京都市は「まちづくり条例」にもとづき2万2000平方メートルという大規模な売場面積を認め、建設されました。

この大型店は、周辺の商店街や小売市場などに深刻な影響を与えています。地元の西京極学区のほほえみ通商店街の会長さんは、「影響は大きい。魚屋さんは半分も売上げが落ちている」。右京区西院の小売市場の

役員さんは、「今でも 10%は売上げがダウンしている」。下京区の七条通商店街の役員さんも、「売上げが悪くなったことか確かだ」。小売市場振興組合の役員さんは、「西京区の小売市場でも影響がある」といっておられます。

1690 台の駐車場をもつ大型店ですから、地域の生活環境にも影響を与えています。9 号線に面して出店したために、交通渋滞はますますひどくなりました。また営業時間が午後 11 時までと深夜に及び、住宅地の静けさが損なわれ、青少年への影響も心配されています。

京都市の 2002 年の資料によると、500 平方メートルをこえる大型店は 253 店もあり、販売額全体の 31%、売り場面積では 43%も占めるようになりました。そういうなかで従業員 4 人までの小売店は、5 年前と比べて 1906 軒も減りました。

そこで質問いたします。ダイヤモンドシティの出店をはじめ、大型店の相次ぐ進出が、京都の商店街や小売市場、中小零細の小売店の経営に打撃を与え、さらに交通問題や生活環境の悪化など京都のまちづくりに否定的影響をもたらしていると考えますが、知事はどのように認識されていますか、お答えください。

暮らしよい「まちづくり」のために 大型店出店のルールづくりを

【加味根】

次に、大型店の出店にあたってのルールづくりについて質問します。政府は、大店法を撤廃したときに、かわって大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法「改正」などいわゆる「街づくり三法」を制定しました。しかし、大型店の立地そのものを規制するはずの「改正」都市計画法を活用して大型店出店を有効に規制できた地方自治体は、全国で一件もありません。また、大店立地法で大型店が周辺地域の「生活環境の保持」を配慮すべき範囲は、駐車場の確保、騒音、廃棄物対策など極めて狭いものです。一方、同法は、「地域的な需給状況を勘案することなく」として、地方自治体に対して、大型店出店によって一番影響をうける商店街、中小商店への影響に配慮することや深夜営業の制限など生活環境を守ることをかえって抑制する役割を果たしています。

いま大型店をめぐる京都の情勢は新たな段階を迎えています。京都府と京都市は、今後、京都市南区と向日市のキンビール跡地の再開発のなかで巨大な商業施設を誘致しようとしています。京都市内では、さらに下京区にスーパーマツモトが 4000 平方メートルで、京都駅でビッグカメラが出店を計画しているのはじめ、府内各地でも精華町や八幡市、福知山市などで大型店の進出が計画されているといわれています。さながら大型店の進出ラッシュです。こうした事態を野放しにすれば、府内各地の既存の商店街、小売市場、中小零細小売店にさらに重大な打撃となります。

私どもは、地域の主人公である住民が、暮らしよい「まちづくり」のためには、規制緩和一辺倒の政策ときっぱり手をきり、大型店の野放しの出店を抑えるとともに、地域の商店街、中小商店の値打ちが発揮される「まちづくり」のルールが必要であると考えます。

それは、第一に、大型店が出店する際は、その地域の住民と地方自治体に対し、商店街など地域の商業環境、住民の生活環境、“街づくり計画”など、地域環境に対する影響評価に関する事前の情報提供を義務づけ、立地予定地の住民への説明、自治体との協議をへて合意を得る仕組みをつくること。とくに巨大なショッピング・センター建設や郊外立地店など商圈が複数の市町村にまたがるものは都道府県に広域調整審議会を設置し、規制・調整するシステムをつくる必要があると思います。

第二に、中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止にし、市町村と都道府県が出店地域を誘導していく仕組みをつくること。大型店が撤退する場合は、一定期間の予告と関係地方自治体に対する事前協議と代償措置を義務づけること。

第三に、深夜営業による交通騒音、照明等による生活・住環境の悪化を防止し、青少年や女性などの安

心、安全の確保のため、直ちに大店立地法の指針に深夜営業の制限を盛り込むとともに、地方自治体が独自に実効ある規制ができるようにすることが必要だと思います。

このように大型店の進出を規制し、商店街や中小商店を守る「まちづくり」のルールづくりを、法律の改正を含めて国に強く求めていくべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

都道府県でも、こうしたルールづくりの取り組みが始まっています。昨年7月に福島県は副知事を本部長とする「中心市街地活性化推進本部」の諮問機関として「福島県広域街づくり検討会」を設立し、今年3月に「街づくりの観点から大型店の出店調整が必要」との内容を盛り込んだ「提言」を県に提出しました。

「提言」では、「個別出店計画ごとに関係市町村の意見を聴取し、県として出店の適否を意見表明する仕組みを構築する」「県の意見に事業者の対応が不適切で、関係市町村のまちづくりに重大な影響を及ぼす場合、事業者に勧告など必要な措置を講じる」こととされています。

本府としても、大型店の出店に対して、独自のルールづくりを真剣に検討すべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

【商工部長】 大型店問題だが、大型店の出店はその立地する地域によって影響や課題が異なるものと考えている。府としては、大店立地法については京都市内の案件は京都市長の権限であるがそれ以外については、あくまで地域の発展とまちづくりの推進を図るという立場に立ち、地元市町村の意見を充分尊重しながら庁内に設置した「まちづくり推進連絡協議会」において関係部局管の連携をはかるとともに、有識者で構成された大規模小売店舗立地審議会の意見をふまえるなど公正かつ適切な対処に努めている。京都府としてのルール作りについては地方分権の時代にあって、それぞれの市町村が地域の創意工夫を生かし、交通対策をはじめそれぞれの総合的なまちづくりをいかに進めるのかという視点から、大型店の立地や小売商業の振興について考えていくことが重要であると認識している。現在、国において大店立地法の指針の見直し等について検討が行なわれているが、こういった地方の自主性が反映されるよう国に意見を述べているところである。

【加味根】

大型店の問題ですが、京都府の総合計画の中でも商店街を活性化させていくというのは重要な課題として位置づけられています。そのなかで、今の答弁を聞いていると、大店立地法に基づく対応という事を依然として進めていくということです。商店街の周辺に大型店が大店立地法にもとづいてどんどん自由に出店されるようになり、それで商店街が衰退廃業に追いこまれる、こういう現実があるわけで、こういう状態を放置しておいて、これでどうして商店街の活性化ができるのかと私は思います。ヨーロッパやアメリカでは、1980年代に郊外型の大型店がどんどん進出し商店街が衰退するという現実を受けて、90年代に大型店の出店については許可制にして商店街を守るという取り組みがされました。日本でもそういう見直しをする時期に来ているのではないかと感じています。その焦点が大店立地法の13条です。地方自治体については、需給状況を勘案することなくということで、地方自治体の権限として大型店の出店を制限したり調整したりする権限をこの法律で規制したわけです。これを見直すべきときに来ていると思います。その点、知事はどのように考えられますか、特に13条の問題ですね。地方分権といわれているのですから、京都府独自に大型店の出店にあたって、ものが言える、もっと権限強化をはかっていく、そのためにこの13条の撤廃を求められたらどうかと思いますがいかがですか。あらためてお聞きしたいと思います。

【商工部長】 商店街の活性化ができるのかというご質問だが、先ほど答弁したとおり、市町村において大型店の出店に対し地域の創意工夫を生かして地域の活性化を図るということで、そういう視点から大型店出店をご検討いただいている。そのように理解している。

小売市場の活性化のため 協同組合の取り組みの支援を

【加味根】

あわせて商店街や小売市場、中小小売店の振興についてお聞きしたいと思います。私は、ある小売市場の役員さんから、小売市場の活性化のため京都と大阪、兵庫の小売市場で協同組合を作り、共同仕入れを実現し定着させるとともに、さらにITを活用した産直取引の発注・配送情報のネットワークを構築し、「生鮮に強い小売市場」づくりや顧客サービスの向上に取り組んでいる経験の一端をお聞きいたしました。この取り組みは、食品流通高度化緊急プロジェクト事業として2002年度に農林水産省の補助をうけて始められたそうです。資本力のない小売市場が協同して活性化のために努力されていることは、大変すばらしいと感じました。

こうした協同組合の取り組みは、農林水産省ばかりか京都府においても推奨されるべきものであり、大いに支援すべきものと思いますが、本府としてどのように評価され、対応されようとしているのか、御所見をお聞かせください。

【商工部長】 小売市場の共同仕入れ等にかかるネットワーク事業については、日ごろから小売市場団体とも意見交換を行っており、具体的な相談があればお話を伺いたい。